

傾往下ルニ至ルベク後テ争議因今後ノ活動
ハ相當注意スベキモノト鬼料セラル

ハ 會社側ノ態度

職工側ノ態度意外ニ強硬ニシテ休業日數ノ
徒ニ遷延スヘキ現状ニ鑑ミ昨八日夕刻左記
印刷物ヲ職工ノ各自宅ニ郵送シ暗ニ就業ヲ
總應スルノミナラズ代表者トノ會見ヲ極力
排シ来リニ往來ノ態度ヲ変更ニ代表資格如
何ニ依テ中スニ及折衝ヲ辭セザルノ内意ヲ
残スニ及其主張スル所ハ始終一貫ニ一歩モ後
ケケル意思ナレバ本争議ノ前途ハ尚予測ス
ヘカラスナル状態ナリ

右及申(通)報傍也

概

先般の争議ヲ於テ會社の承諾シタル我々の要求条件の
一々退却手当の制定を會社では解雇手当を制定シ
て發表した事は我々には是れを許して再ハ退却手当の制定
を要求した事は昨らかマシキ事下ある是れを以て拘は
らず先月三十日遂ニ三日間の休業を定して我々を工場外ニ
追ひ出したけ水は我々には後ノ争議を好むものでないが改
一先づ會社側ニ於テは掲げたる解雇手当を撤回し直ニ
之ニ於テは要求せる条件の一切を撤回し下り互方互方の
を待つておむむろは委任を労資双方より選出シテ(長
候手当の制定をたき人事を申し出た然るは會社は我々
の面議を拒絶し突如數名名の我々の兄弟を職首した我
々には其の会社の解雇ノ新態ニ應ずる事は出来ぬ是時我々
會社の排我下あつて平和手当を解決しありとした我々の
意を踏み躰り事を益々紛糾せしむるもの下ある是より
生ずる厄の傍ては會社の本意はねはならぬもの下ある我
々も男下ある以上喧嘩を交ら水は買はずはたすまい
こゝに決意として起つ我々は日中の労働者として仰
あがる量々の報酬を固らから下はたないか